

# 就任のご挨拶

—長官からのメッセージ—

特許庁長官 肥塚 雅博



この度、7月10日付で特許庁長官を拝命いたしました。

経済のグローバル化が進展し、国際的な企業間競争が激しくなる中、安倍内閣は「イノベーションの促進」を重要政策課題の1つに掲げており、その要ともいえる知的財産政策に対して、国内外で一層の期待が高まってきております。このような時期に特許庁長官として知的財産政策の中核に携わる機会が得られたことは、誠に光栄であるとともに、責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。

我が国経済は緩やかに回復しているところですが、少子高齢化の進展に伴い労働人口が減少していく中で、今後我が国が持続的に経済成長を遂げていくためには、技術革新による高付加価値化と生産性向上が不可欠であります。

政府においては、「イノベーションの促進」の鍵として、様々な知的財産政策が強力かつ多面的に推進されています。本年1月、甘利経済産業大臣を本部長とした「特許審査迅速化・効率化推進本部」を開催し、特許審査の迅速化・効率化に係る数値目標を始め、知的財産に関する重点政策を一体的に取りまとめた「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」(AMARIプラン2007)が策定されました。続く5月31日には、安倍総理を本部長とする知的財産戦略本部において、「知的財産推進計画2007」が決定され、世界最先端の知財立国を目指した戦略的な知的財産政策のメニューが提示されました。このような中、特許庁としては、知的財産政策の中核を担う立場として、以下のような施策を実行してまいります。

第一に、グローバルな権利取得を促進するため、国際的な審査協力や制度調和に引き続き取り組み、一つの発明が世界中で円滑に特許保護される「世界特許」の実現を目指すとともに、知的財産の保護を強化するため、アジア等における模倣品対策も一層強化してまいります。

具体的には、「特許審査ハイウェイ」について米・韓・英との間だけでなく、欧州・独・加・豪等の各特許庁との間においても実現できるよう協力関係を拡大します。また、国際調和の観点から、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」草案の合意に向けた先進国間での交渉や、2009年度までの日米欧三極特許庁における出願明細書の様式統一に向けた取組を積極的に進めてまいります。

さらに、模倣品対策につきましても、消費者に対する一層の普及啓発を図るとともに、アジア各国に対し長官級会合等の二国間・多国間の交渉の場を活用して、知的財産制度の改善を働きかけてまいります。

第二に、特許審査の更なる迅速化・効率化に向けた取組を進めてまいります。特許庁では、現在、特許の審査順番待ち期間を2013年までに11ヶ月に短縮し、世界最高水準の特許審査の実現を目指して掲げており、任期付審査官の増員など必要な審査官を確保することにより、審査体制の強化を推進しております。さらに、先行技術調査の民間外注を拡大し、登録調査機関の新規参入を促すこと等を通じ、特許審査の迅速化・効率化をさらに図ってまいります。

第三に、企業の技術経営力を高め、事業戦略や研究開発戦略を意識しての戦略的な知財管理を促進するための取組も行ってまいります。特許庁長官・技監と企業のトップとの意見交換会や特許庁幹部と企業のトップ等との意見交換を更に進めていくとともに、本年4月にとりまとめました「知財で元気な企業2007」や「知財戦略事例集」の一層の普及を図るなど、企業にとって最適な知的財産戦略の構築を支援する努力も尽くしてまいる所存です。

第四に、知的財産の戦略的活用が不十分な中小企業や地域への支援の強化に向けて、成果目標に基づいて地域知財戦略本部の活動を充実させるとともに、地域における相談窓口である知財駆け込み寺の機能強化を進めてまいります。また、以上の施策とともに、平成18年4月1日に導入いたしました地域団体商標制度の活用を促し、地域のブランドの適切な保護及びその価値の向上を図ってまいります。

以上、就任に当たって、抱負の一端を申し述べました。私は特許庁に課せられた役割の重要性を認識し、国民の信頼を得られる特許行政を実現するとともに、特許行政サービスの更なる向上に努めてまいりたいと思っております。最後になりましたが、国民の皆様の一層の御支援、御理解を心からお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。